

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成31年2月1日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800113号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800073号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成7年10月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年10月から平成8年9月までの標準報酬月額については、14万2,000円から17万円とする。

平成7年10月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年10月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年10月1日から平成8年10月1日まで

私は、平成5年8月16日から平成15年9月1日までA事業所に勤務していたが、国の記録によると、請求期間のみ標準報酬月額が著しく低くなっている。しかし、勤務中は業務内容も変わらず降給されたこともなく、銀行の振込記録からも請求期間に国の記録以上の給与振込額が確認できるので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A事業所における請求者の標準報酬月額は、平成7年10月の定時決定により、従前の17万円から14万2,000円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所の後継事業所であるB社は、給与は固定給であり、当時の資料は保管していないが、給与が下がる理由としては欠勤控除があった場合である旨回答及び陳述しており、複数の同僚は、請求者が請求期間においても通常どおりの勤務をしていた旨回答している上、請求者から提出された平成7年1

月から平成8年12月までの期間に係る普通預金取引明細表によると、給与振込額に大きな変動はなく、請求期間に係るいずれの月においても、オンライン記録の標準報酬月額（14万2,000円）を超えることが確認でき、標準報酬月額の決定の基礎となる平成7年5月から同年7月までの期間の給与振込額から判断して、請求者の請求期間に標準報酬月額が減額される事情は見当たらない。

また、同僚から提出された給与明細票及び源泉徴収票より、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていることが認められるところ、上述の普通預金取引明細表によると、請求者の標準報酬月額が減額された平成7年10月以降の給与振込額は従前の給与振込額とおおむね一致することから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料についても、減額される前の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を継続して給与から控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者が請求期間に標準報酬月額を減額される事情は見当たらず、請求者は、従前の標準報酬月額（17万円）に相当する給与の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたと推認できることから、請求期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成7年10月から平成8年9月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800125号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800074号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成25年7月16日は2万7,000円、平成25年12月16日は2万8,000円、平成27年12月22日は34万7,000円に訂正することが必要である。

平成25年7月16日、平成25年12月16日及び平成27年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月16日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成27年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年7月  
② 平成25年12月  
③ 平成27年12月

請求期間①、②及び③について、A社より賞与が支払われ、保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映する記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書、給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び預金通帳並びにA社の事業主から提出された賞与明細書及び給与所得退職所得に対する源泉徴収簿(以下併せて「賞与明細書等」という。)により、請求者は、同社から、請求期間①は26万5,000円、請求期間②は27万1,000円、請求期間③は35万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は2万7,000円、請求期間②は2万8,000円、請求期間③は34万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたこと

が確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万7,000円、請求期間②は2万8,000円、請求期間③は34万7,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①、②及び③の賞与の支払日について、請求者から提出された預金通帳により確認できる振込日から、請求期間①は平成25年7月16日、請求期間②は平成25年12月16日、請求期間③は平成27年12月22日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年7月16日及び同年12月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年7月16日及び同年12月16日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主は、平成27年12月22日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に行ったか否かについては、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800126号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800075号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成21年7月15日は54万4,000円、平成25年12月16日は3万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月15日及び平成25年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成21年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る平成25年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年7月  
② 平成22年12月  
③ 平成24年12月  
④ 平成25年12月

請求期間①、②、③及び④について、A社より賞与が支払われていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映する記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主、請求者及び同僚から提出された賞与明細書、同社の事業主及び請求者から提出された給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿並びに金融機関から提出された取引推移一覧表及び取引履歴調査結果(以下併せて「賞与明細書等」という。)により、請求期間①について、請求者は、同社から54万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、54万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認でき

る。

また、請求期間①の賞与の支払日について、金融機関から提出された取引推移一覧表より確認できる振込日から、平成 21 年 7 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 7 月 15 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に行ったか否かについては、行ったとは認められない。

請求期間④について、賞与明細書等により、請求者は、A社から 38 万 5,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、3 万 9,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間④に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間④の賞与の支払日について、金融機関から提出された取引履歴調査結果より確認できる振込日から平成 25 年 12 月 16 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 16 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②及び③については、賞与明細書等により、請求者は、A社から、寸志又は一時金として、請求期間②は 15 万円、請求期間③は 26 万円の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、A社の事務担当者は、寸志又は一時金からは厚生年金保険料を控除していなかった旨陳述しているところ、賞与明細書等により、請求期間②及び③に係る厚生年金保険料は、控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。